

香南市太陽光発電システム設置費補助金の概要

令和8年度用

補助対象者

- (1) 実績報告をする日において、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者。
- (2) 自らが居住している市内の住宅（店舗、事務所等併用住宅を含む。以下同じ。）又は市内に居住を予定し新築又は改築する住宅にシステムを設置する個人であること。
- (3) 電力事業者と電灯契約を締結していること。
- (4) 市税（国保税を含む。）を滞納していないこと。
- (5) 補助事業完了後、申請日の属する年度の3月31日までに速やかに香南市住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第5号）を提出できる者。
- (6) 補助金の申請年度内に、電力会社との太陽光発電の余剰電力の受給契約を締結すること。ただし、申請年度内にシステムの設置は完了しているが、電力会社との太陽光発電の余剰電力の受給契約を締結することができなかった場合で、市長が認める場合は、この限りでない。

補助対象システム

- (1) 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆潮流有りで連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10キロワット未満のもの。ただし、既設のシステムに対する更新及び増設に要する費用は、補助の対象外とする。
- (2) 太陽電池モジュールについては、財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの
- (3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの
- (4) 未使用品であるもの。ただし、中古品は対象外とする。
- (5) 補助金の交付の決定をした日以降に着工するシステムであるもの
- (6) 補助対象経費が1キロワットあたりの単価50万円以下（消費税及び地方消費税を除く。）のもの
- (7) 市の他の補助金の交付を受けていないもの

※余剰電力量計、カラーモニターは補助対象外経費になります。

補助対象となる経費

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバータ及び保護装置
- (4) その他附属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器をいう）
- (5) 配線、配線器具の購入及び据付け、設置工事に係る費用

補助金額

補助金の額は、定額6万円（定額補助）。

申請手続き

募集期間は令和8年4月1日（火）から先着20件（予算120万円）

※受け付けは土日祭日除く。

申請時の提出書類

補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えること。

- （1）経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- （2）システムを設置しようとする住宅の位置図
- （3）工事着工前の現況写真
- （4）自己所有でない住宅に居住する者が当該住宅にシステムを設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾書

注意事項

- ・ 工事は、市の交付決定以降とすること
- ・ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管すること
- ・ 補助事業により取得した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従い、その効率的な運用を図ること
- ・ 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に市長の承認を受けなければならないこと

受付先・問い合わせ先

香南市環境対策課 〒781-5292 香南市野市町西野2706

電話 0887-57-8508